

令和7年11月12日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月12日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
札幌	三川	1両× 23日	旭川	苫前	2両× 55日
札幌	蘭越	1両× 30日 3両× 28日	室蘭	平取	3両× 38日
函館	乙部	1両× 73日 1両× 72日	帯広	浦幌	1両× 65日 1両× 64日
函館	厚沢部	2両× 80日	北見	滝上	1両× 60日
旭川	美瑛	1両× 60日			

3. 処 分 日

令和7年11月12日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL：011-290-2744